

第2章 移行経路から見た移行支援の現状と課題

..... 選択される教育の場と移行経路をめぐる検討の到達点

発達期に現われる軽度の発達障害の場合、親は学齢期には「治る」ことを期待しつつ通常学級に在籍させることが多い。この時期の子どもの発達が他の子どもと比較してゆっくりとしたものであったとしても、「できることが増えていく」ことの積み重ねで発達をとらえていくことが多い。そして、障害の状態像は発達とともに、また、障害特性に応じた働きかけによっても変化していくという実態もある。このような変化に伴って、障害に対する診断もまた変化し、確定しないことが多い。例えば、乳児期には「自閉症」、児童期には「学習障害」、青年期には「知的障害」といった具合に、診断名が変化することがおこる。また、診断機関によっても、診断名が異なることがおこる。子の発達状況が変化し、診断が確定しないままに学齢期を過ごすことになれば、親がわが子の障害特性を的確に受けとめることなく、子が学校を卒業する時期を迎える。

通常学級に在籍している子の発達の遅れが成長とともに深刻になった場合でも、遅れの背景に障害があることを受け容れることは難しい。できないことはあっても、通常学級において軽度の障害に対応する問題を軽減するための特別な支援が用意されるようになった現在、学校時代の障害理解は、親子ともに、「治る＝健常と同様の生活を送る」という目標に支えられているからである。したがって、このような目標には、暗黙の内に、学校卒業後の進路選択においては「障害者雇用」ではなく「一般扱いの雇用」への希望あるいは目標が含まれる。通常学級における特別な支援の対象となっても、教育的リハビリテーションの延長上に職業リハビリテーションを利用する支援が位置づけられているわけではないからである。

通常教育諸学校において、障害特性に即した移行支援ではなく、一般扱いの学校紹介を希望する場合には、移行支援の課題は職業選択に当面するまで、さらには雇用されないという事態に当面するまで、あるいは職業不適応・職場不適応の事態に当面するまで、検討されないことになる。その背景には、本人並びに家族の障害理解の問題がある。それとともに、義務教育段階の学校教育関係者の障害理解にも問題がある。さらには、後期中等教育並びに中等後教育・高等教育においても特別な支援が必要であるとされているものの、指導体制の整備が十分であるとはとても言い難い状態がある。したがって、全ての教育段階において特別な支援が適切に整備されていない現状を踏まえた議論が必要となる。

障害者職業総合センターのこれまでの研究は、学齢期までの親子の期待とは別に、「通常教育における学業達成を重視したことによって生じる問題」が指摘されている。それは、一つには障害を受けとめられない（特に知的障害を受けとめたくない）という問題であり、もう一つは職業生活に適応するための課題が未達成であるという問題である。そして、職業選択に際して、医学的診断や教育的判断・一般的な理解とは異なり、「知的障害」を受け容れなければならなくなった若者にとって、あるいは「精神

障害」を受け容れなければならなくなった若者の「学校から職業への移行」の課題は、まさに彼らの教育歴の作り方と密接に関連していた（障害者職業総合センター，2000；2001；2004）。その一方で、通常教育において特別支援教育を実施することとなった現状においても、学校教育が障害に即した移行支援（進路指導）をどのように構想し、実現するかという問題については、未だに十分に議論されていない。同時に、障害者本人とその親の両者が障害をどのように受けとめるかという問題についても共通理解があるわけではない。

職業リハビリテーションを利用して就労準備をする際には、障害に対する理解を適正化すること、障害特性を配慮した求人に応募することが求められる。また、「できないことをできないと受けとめる」といった障害の受容に加え、「働く生活を受け入れる」「労働習慣を身につける」などの雇用主が要請する課題を達成することが求められる。そこで問題となるのは、通常教育諸学校において「障害特性に応じた移行支援計画が成立していたかどうか」であろう。彼らが通常教育に在籍したことにより、こうした準備が十分でないままに卒業していくことによる問題は、養護学校卒業生よりも大きい。

通常教育に在籍したが「就職できなかった」あるいは「就職はしたが継続できなかった」「離転職を頻繁に繰り返すことになった」者の中で、職業リハビリテーションを利用して職業準備を終えた後、障害特性に即した支援を受け容れた事例は、採用後も雇用が継続されている。しかし、こうした事例は必ずしも多くはない。むしろ、事例検討により明らかになったことからみると、通常教育諸学校における経験は概ね苦しいものであり、加えて、「一般扱い」にこだわった結果、就職に結びつかなかった経験は、本人にとって激しい喪失体験となることが多い。こうした経験により就労準備の困難を増大させた事例は、通常教育諸学校からの移行それ自体に問題があるのではないかという点を浮かび上がらせる。しかしまた、通常教育諸学校における就労支援の在り方を見直すことで彼らが移行に成功する条件が整備できるのであれば、それを問題にしなければならない。

本章では第1節でまず、職業リハビリテーションを利用した（もしくは利用を検討した）事例は、移行に関してどのような課題をもっていたのか、また、移行のシステムに関しどのような課題を呈示していたのかについて検討する。第2節では、第1節の課題をふまえ、学校進路指導における課題解決の試みと移行の態様を検討し、通常教育諸学校における移行支援のあり方について検討を加える。

第1節 職業リハビリテーションを利用した（利用を検討した） 事例の移行経路

1. 移行の特徴

ここでは、義務教育段階では通常学級に在籍した経験を有し、職業選択に際しては職業リハビリテーション・サービスを利用した（もしくは、利用を検討した）軽度発達障害のある若者 38 事例を対象とし、移行経路と職業適応についての検討を行う。図 2-1-1（本報告書 p.60 並びに障害者職業総合センタ

一、2000；2004 参照）に4つの移行類型とその4つの類型間を対象者が移動した軌跡を示した。

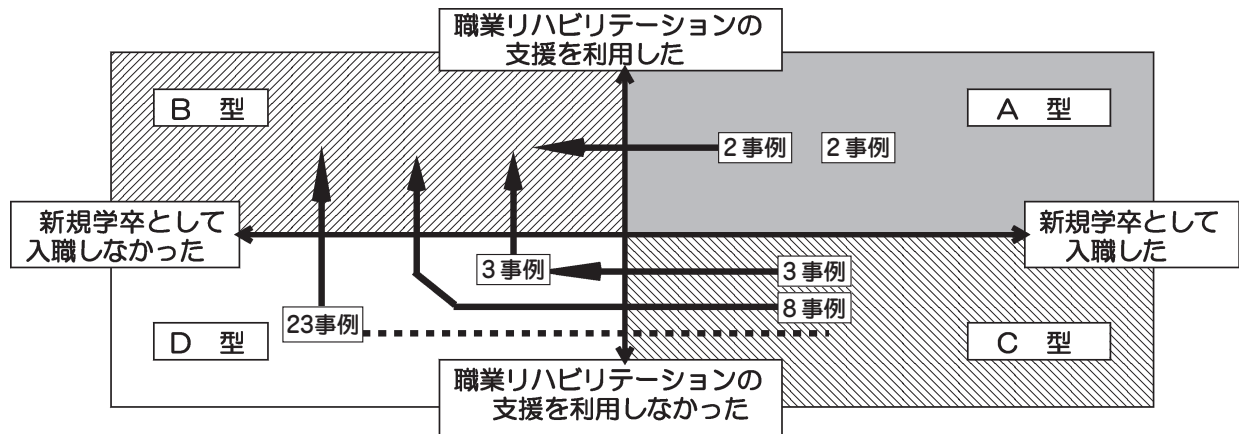


図 2-1-1 入職に利用した制度に基づく対象者の類型

まず、38 事例の後期中等教育における在籍校についてみると、養護学校高等部を選択した 4 事例を除く 34 事例は高等学校、専修学校高等課程を選択していた。さらに、後期中等教育終了後においては、大学・専修学校専門課程・専修学校一般課程などを選択した事例もあった。また、学校卒業時に利用した制度による類型を見ると、養護学校の紹介で移行し、職業リハビリテーション・サービスを重ね合わせたA型が 4 事例、高校の紹介で移行したC型が 11 事例であり、「新規高卒就職」の経験を有する事例は 15 事例であった。これに対し、学校は卒業したものの学校を介した移行をしなかったD型が 23 事例であった。この 23 事例は、学校卒業後に移行期を経て雇用関係に入ることになる。

（1）学校を介した移行の顛末 その1

..... 養護学校紹介による移行：A 型移行の 4 事例

義務教育修了後に養護学校を選択した事例の移行では、学校紹介で就職・継続している事例と、離転職により職業リハビリテーション・サービスを利用した事例があった（図 2-1-2）。

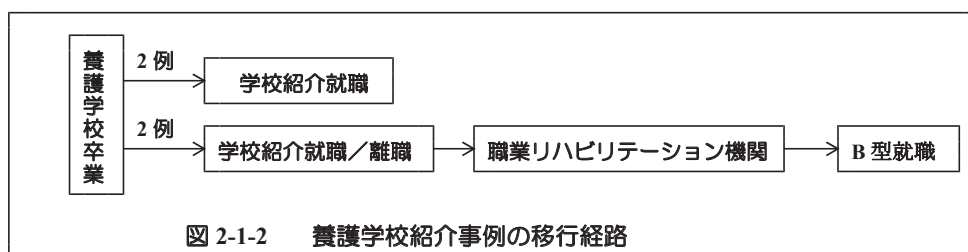


図 2-1-2 養護学校紹介事例の移行経路

養護学校紹介の 4 事例は、就業体験や作業学習を通して職業準備の課題に取り組み、卒業時には療育手帳を取得し、障害者雇用による支援により移行を実現していた。4 事例ともに在学中に学校と職業リ

ハビリテーション機関との連携による進路指導・職業指導が計画されていた。

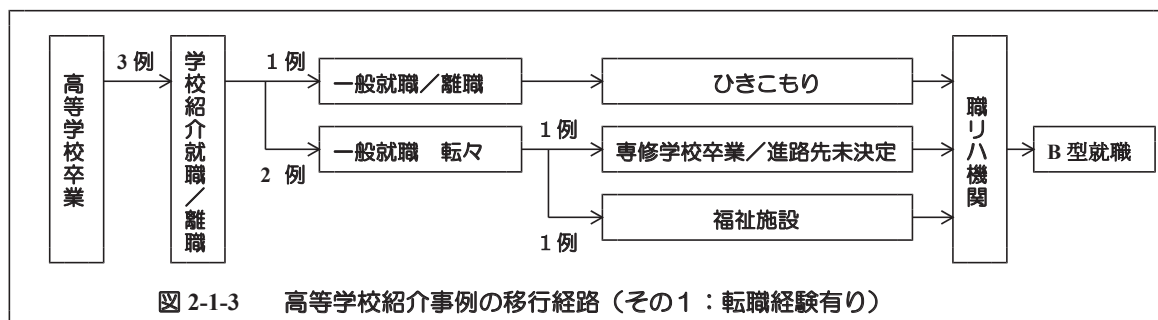
そのうち2事例については就職後に離転職を経験することになったが、いずれも職業リハビリテーション機関の利用により再度の就業に至っていた。学校を卒業した後も支援機関の連携があり、長い空白期間を発生させずに職業リハビリテーション機関の利用が実現したことになる。この2事例はA型の移行で職業生活をスタートさせたが、離職によりB型の移行で再度の入職を実現したことになる。

(2) 学校を介した移行の顛末 その2

..... 高等学校紹介による移行：C型移行の11事例

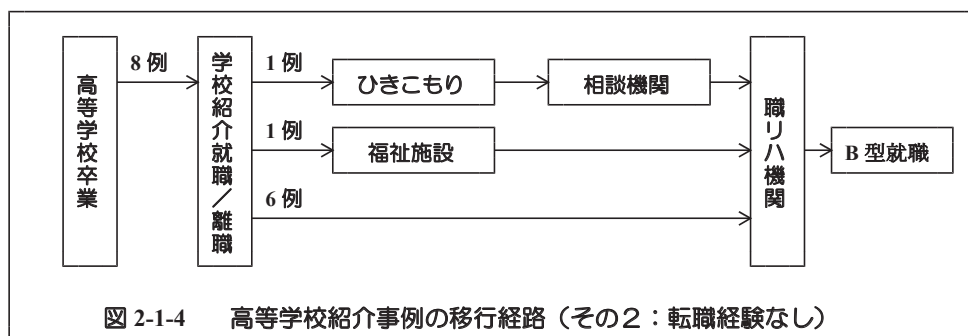
義務教育修了後に高等学校・専修学校高等課程を選択した事例の移行では、学校紹介で就職したものの継続ができなくなった時点で、引き続き「一般扱い」の採用を希望していた。11事例はいずれも離転職の経験の後に、障害特性に相応したサービスの利用を検討することになったのだが、職業リハビリテーション機関に至る過程は多様であった。11事例は、離職後、一般求人に応募して採用された経験はあったものの、継続ができなくなって職業リハビリテーション・サービスを利用した3事例（図2-1-3）と、一般求人への応募を希望しつつも採用されないという経験を経て職業リハビリテーション・サービスを利用した8事例（図2-1-4）に大別される。

学校紹介の初職を離職することになった後も「一般扱い」の求職活動をして採用された経験のある3事例にとっては、初職離職の衝撃はあったものの、採用されたことによって離転職の背景にある障害特性と向きあう時期が先送りされたといえる。いずれの事例も、第二職以降は初職に比べて継続期間が短く、継続困難の事態を迎えることになるのだが、「離職後にひきこもることになった」事例、「離職後も転職を繰り返し、専修学校に進学、専門課程に関連する職を希望するが実現しない過程で受診した医療機関における相談を通して職業リハビリテーション機関を勧められた」事例や「離転職を繰り返し、福祉施設の利用を通して職業リハビリテーション機関を勧められた」事例があった。また、職業リハビリテーション機関に至る期間は高校卒業時点から起算すると、2年から10年まで様々であった（ひきこもりを含む）。職業リハビリテーション機関において療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の取得を勧められ、移行のために職業リハビリテーション・サービスを選択することになった事例である。



学校紹介の初職を離職することになった後、「一般扱い」の求職活動をして採用されることがなかった 8 事例は、職業リハビリテーションへの架け橋を担う「者」や「機関」の存在によって離職の背景にある障害特性と向きあうことになった事例である。

いずれの事例も、初職離職の衝撃は激烈であり、第二職へのチャレンジも希望が実現しない事態に再度、再々度と度重なる衝撃を受けることを余儀なくされることになるのだが、「離職後にひきこもることになった」1 事例、「離職後に利用した福祉施設との相談を通して職業リハビリテーション機関を勧められた」1 事例のほかに「支援機関から離れることになった際に、親が職業リハビリテーション機関を提案した」6 事例があった。これらの事例では、作業遂行や適応の困難による離職を経験した後も「一般扱い」での就職を希望し、その希望が実現しないまま、次第に学校はもとより相談などで利用した支援機関からも離れることになった。また、職業リハビリテーション機関に至る期間は高校卒業時点から起算すると、1 年未満から 3 年まで様々であった。職業リハビリテーション機関において療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の取得を勧められ、移行のために職業リハビリテーション・サービスを選択することになった事例である。



新規高卒就職の事例では、離職の報告並びに離職後の求職活動に関する相談先として、卒業した学校が選択されなかった点に注意が必要である。学校の進路指導並びに卒業後の追指導に関して、また、「いじめ」などの指導に関して、本人や家族が学校における経験を肯定的に評価していなかった事例も多い。結果論になるが、本人や家族の側には「障害を受けとめていない（受けとめたくない）」という事情や思いがあったとしても、学校側には生徒の特性を的確に理解した指導体制がなかったとみてよいだろう。したがって、職業リハビリテーション・サービスが選択される際に、学校の関与は全くなかった。「一般扱い」で採用が決まった事例では、職業リハビリテーション・サービスの利用可能性を学校が検討することには困難があったといえるのかもしれない。この点では、卒業後に離転職をした事例に対し、職業リハビリテーションと連携する役割を担う機関が必要になるというべきかもしれない。一方、“ひきこもり”を呈してから利用した相談機関が職業リハビリテーションの情報提供をした事例は、事態が深刻になる以前の相談活動であっても、同様の役割を担えるのではないかと、可能性を拓くものとなった。また、親自身が自立を強く希望する場合には、親もまた同様の役割を担う可能性を拓くも

のとなった。しかし、本来は、「学校が生徒の特性を理解し、職業リハビリテーションの情報提供をすることが必要になる場面がなかったのか」という疑問を抱くべき局面である。

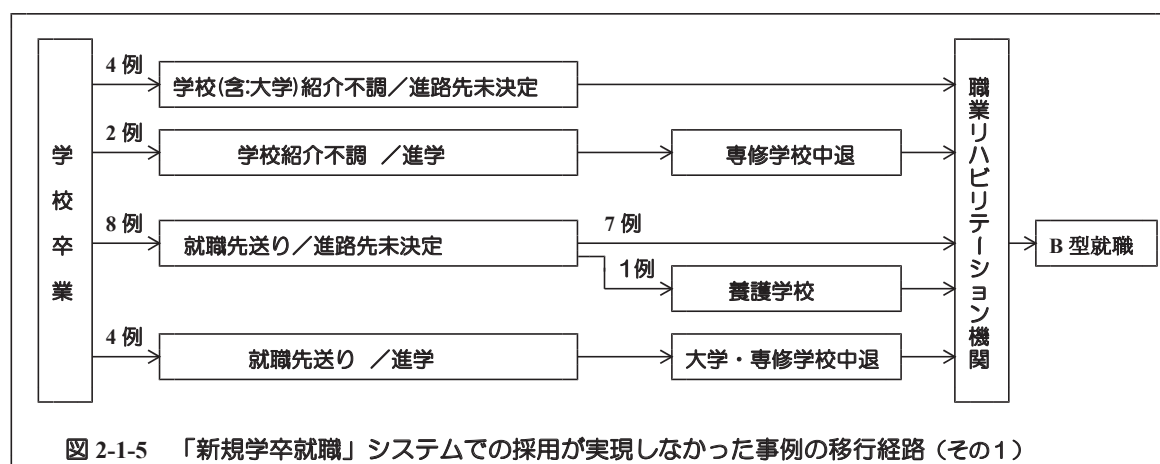
新規高卒就職をした事例では、学校紹介のシステムにしたがって採用されたが適応・定着ができなかった経験、もしくは希望しても採用されなかった経験は、いずれも本人にとって大きな喪失体験となった。こうした事例の経験は、「一般扱いでは要求水準に応えられない」ことが明らかになったとなった時点で、「障害を受けとめなければならない」という事態により「健常者としての自己像を失う」ことを意味していた。

（３）卒業後に「移行期」を要した移行の顛末 その１

…… 学校紹介によらない移行：D 型移行から B 型移行へと転換した 18 事例 ……

「新規学卒就職」をしなかった事例には、高等学校・専修学校・大学等を中退した事例に加えて、学校紹介での就職は希望していたが採用されなかった、または希望しなかったことから進路先未決定のまま卒業することになった事例がある。「進路先未決定」の事例は、学校基本調査では就職でも進学でもない「無業」に分類される。彼らもまた前項の「高校紹介就職／離職」事例と同様に「一般扱い」の就職を希望し、その希望が実現しないまま、いかなる支援機関からも離れていく経過をたどる可能性の高い対象者群であるといえる。ここでは、支援機関から離れる期間の長短があったとしても、その後、職業リハビリテーション・サービスを利用することになった 18 事例（図 2-1-5）をとりあげる。

18 事例については、いずれも初職入職困難の衝撃に引き続き、その後のチャレンジも希望が実現しない事態に再度、再々度と度重なる衝撃を受けることを余儀なくされることになるのだが、作業遂行や適応の困難の背景にある障害特性に向きあう機会がないままに「一般扱い」での就職を希望し、その希望が実現しないまま、次第に支援機関から離れることになった。



初職入職困難の内訳は、就職を希望したが採用されなかった 6 事例（学校紹介不調）と就職希望を持

つことそのものを先送りした 12 事例（就職先送り）があった。このような過程で進学した 7 事例以外の 11 事例に移行期が生じることになった。また、進学した 7 事例の中で養護学校に進学した 1 事例以外は進路先を中退したことにより移行期が生じることになった。この過程で職業リハビリテーション機関を支援機関として提案したのは親であった（17 事例）。また「養護学校高等部への入学」という選択は卒業時に職業リハビリテーションの利用を選択することに結びついた（1 事例）。

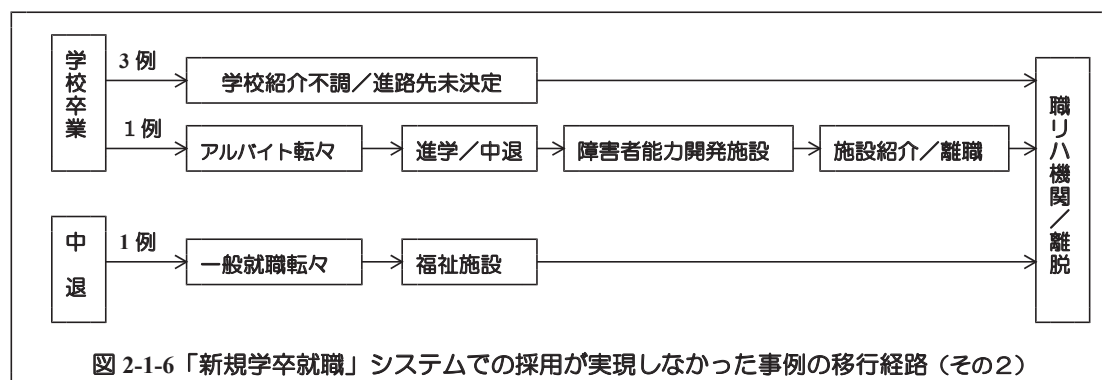
就職を先送りして進路先未決定のまま卒業した 8 事例については、教育歴は形成したものの教育歴に相応したサービスを利用できなかった事例である。問題となるのは、学校を介した移行サービスを利用できなかった場合に、職業リハビリテーション・サービスの選択肢が見出せなかったことである。さらに、新規高卒就職を希望したが不調に終わった、あるいは、就職を希望しなかった事例の中で、進学した 6 事例について問題となるのは、進学先において学校を介した移行サービスを利用できなかった場合、同様に、職業リハビリテーション・サービスの選択肢が見出せなかったことである。

以上の 18 事例については、職業リハビリテーション機関に至る期間を学校卒業時点から起算すると、1 年未満から 5 年まで様々であった。しかし、職業リハビリテーション機関においては療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の取得を勧められ、移行期において職業リハビリテーション・サービスを選択することになった。

（４）卒業後に「移行期」を要した移行の顛末 その２

..... 学校紹介によらない移行：D 型移行にこだわった 5 事例

前項と同様に「一般扱い」の就職を希望し、その希望が実現しないまま、支援機関から離れていく経過をたどる可能性の高い対象者群の中に、職業リハビリテーション・サービスを利用したうえで、やはり「一般扱い」の就職を希望するという決断をした 2 事例や治療的なカウンセリングが必要になって就職活動を中断することになった 3 事例（図 2-1-6）があった。



彼らも、学校卒業後に「移行期」を要した事例である。職業リハビリテーション・サービスの利用を提案する「者」や「機関」の存在により、一度は職業リハビリテーションを経験することになった事例

の中であって、障害者雇用支援のシステムから離脱することになった5事例は、いずれも、初職入職困難もしくは初職継続困難の衝撃に加え、その後のチャレンジも希望が実現しない事態に度重なる衝撃を受けることを余儀なくされることになった事例でもある。しかし、限りない適職探索と自己探索の過程で、「一般扱い」での就職を希望し、その希望が実現しないまま、次第に支援機関から離れることになった3事例がある一方で、「様々な教育経験とアルバイト経験を経て障害者雇用の枠組を選択したものの、特性理解と適応支援がかみ合わず、臨床的なカウンセリングが必要になった」事例や、「学校生活不適応、職場生活不適応の経験を繰り返す中で臨床的な治療が必要になった」事例があることに注意が必要である。

新規高卒就職を希望しなかった事例（高校中退）については、教育歴の形成を断念することになったことから相応したサービスを利用できなかった事例であり、自己開拓（ただし、親の開拓）による「一般扱い」の求職活動が行われた。また、学校を介した移行サービスを利用できなかった4事例においても、同様に求職活動としては、職業リハビリテーション以外の選択肢が志向された。職業リハビリテーションを選択するまでに、一般求人への応募、広告への応募、縁故等自己開拓などが検討された。そして、これらの選択肢によるさまざまな求職活動が不調に終わった後に職業リハビリテーションが選択された事例もあれば、不調に伴うダメージの大きさが顕著になったことから職業リハビリテーションが選択されることになった事例もあることに注意が必要である。

2. C型・D型移行を選択した事例が示唆すること

38事例の移行経路を総括すると、いずれも障害特性からみて職業リハビリテーションが的確な就業支援であったといえる。しかし、養護学校を卒業しA型の移行をした4事例以外は学校時代に障害特性を踏まえた進路指導がなく、学校と職業リハビリテーション機関との連携も未整備であり、職業リハビリテーションを提案する役割を担った「者」等の存在により、再度、支援機関を利用することになった事例であった。

最終的には職業リハビリテーション機関を利用して療育手帳を取得してB型の移行をめざすことになった事例であっても、C型・D型の移行をめざしていた時点では職業リハビリテーションの選択肢が提案されない、もしくは、提案されたとしても受けとめられないといった問題が指摘された。

A型移行の4事例を除く34事例では、最終的に職業リハビリテーションが選択されるまでの過程は様々であったが、「移行期」を要した中に“たちすくみ”や“ひきこもり”、医療機関における臨床的な治療・相談などにより、その期間の長い事例も含まれていた。また、“ひきこもり”の事例には、職業リハビリテーション・サービスを利用して採用・継続に至った事例ばかりではなく、採用になったものの継続できなかった事例やさらなるカウンセリングが必要となった事例もあること、を特記しておきたい。職業リハビリテーションを選択した事例をみると、現時点で“ひきこもり”の状態を継続してい

る事例の中には、限りなく「自己探索」「適職探索」「生きがい探索」を続けることにより職業リハビリテーション・サービスが選択されない事例があることに注意が必要である。

B 型の移行に方針転換をするためには、B 型への架け橋の役割を担う機関もしくはキーパーソンが必要であった。しかし、その必要性についての理解は、本人や保護者、関係者にも十分ではなかった。また、障害特性と向きあうことなく学校を卒業し、「自分探し」の過程で職業リハビリテーションを利用したとしても、あえて一般扱いの採用にこだわる事例の課題が指摘された。以下に A 型の移行をして、職業リハビリテーションとの連携が効果的に機能した 4 事例以外の 34 事例が職業リハビリテーションを利用するまでの過程がどのような問題を示唆するのかについて検討した結果を再構成しておきたい（障害者職業総合センター，2001；2004）。

（1）通常教育からの職業選択

発達障害のある若者が職業的に自立するうえで、学校教育以外の特段の支援を必要としない場合もあるだろう。学校教育は、それ自体が職業的社会化の仕組みといえるからである。学校は職業安定行政との連携に基づく指導・援助を行ってきた。これは、通常教育諸学校であれ特殊教育諸学校であれ、同様である。しかし、職業リハビリテーションを利用した若者に限ってみれば、特殊教育諸学校からの移行が円滑な適応・定着を実現していたのに対し、通常教育諸学校からの移行はとても否定的な経験を伴っていたといえる。

しかし、生徒や家族の側からすれば、学校生活で適応できていなくても、また、学業において成果が十分でなくても、通常教育を卒業すれば、生活能力においても職務遂行能力においても、可能性を認められたと思うことができる。進路選択の時点では、自分の特性をあえて「障害」と関連づけて考えなければならぬ事態は、通常、起こらない。したがって、新規学卒として、求職活動を行うことになる。高校を中退した場合にも、中退の背景を「障害」に求めない場合には、同様に一般扱いで求職行動を行うことになる。これは、進路先未決定で在宅となった場合でも、同様である。

したがって、採用されなかった経験もしくは採用されたとしても離職した経験は、「一般と認められない → 障害がある」という新たな理解を求められる場面となる。つまり、こうした挫折体験（初職入職困難）や喪失体験（離転職／一般扱いとしての正規職員という地位の喪失）が「健常者としての自己像を失う」ことに結びつく。立ち直りには支えが必要であるが、その必要性が“ひきこもり”などの行動面での問題やさまざまな神経症状などが発症して初めて気づかれる場合もあるなど、本人並びに家族、そして教育関係者や職業リハビリテーション関係者もまた、事態の深刻さを十分に理解しているとはいえない状況があった。

加えて、ここでとりあげた事例は、学校時代に「いじめ」の対象となる経験があった、あるいは、対人関係に不適応もしくは不快感を持っていた。こうした経験もまた、彼らにとって深刻な経験であった。このような学校における否定的な体験は、職業生活における喪失体験とあわせて、立ち直りに支えが必

要となること、場合によっては職業カウンセリングではなく、治療的なカウンセリングが必要となるといえる。

こうした事例では、一般に求められる職務遂行の水準に応えられないことが問題となったわけであるが、「できないこと」を受けとめることに困難があったために、職業リハビリテーションを利用するまでに長期にわたるカウンセリングが必要であると考えられる。しかし、カウンセリングの機会が用意された事例ばかりではない。機会がなかった事例では機会を整備することが課題となるが、そのこと自体を拒否する事例もあり、機会を失する背景要因の検討が必要となっている。

（２）学校の進路指導

通常教育歴やその課程で取得した資格が職務遂行を保障しなかった事例では、本人の職業評価並びに評価結果を踏まえた就業体験による特性理解の支援が在学中に用意されなければならないことを示唆している。事例の中には、職業科に在籍したことから就業体験学習の機会があったものの、就業体験が障害特性の理解との関連で用意されなかったために、在学中の指導が適切な進路選択に結びつかなかった者もあることを特記しておきたい。

結果的にはいずれの事例においても養護学校在籍生徒と同様に個別移行支援計画の策定が必要であった。しかし、C型は卒業時に「新規高卒就職」を、D型は「一般扱いの就職」をそれぞれめざしたことから、特性に応じた就労支援は構想されなかった。加えて、現在の高卒就職者をめぐる課題（例えば、フリーター志向や高卒無業者の増加傾向）の中に紛れることが可能であったことから、障害特性に関する職業準備の課題が見えにくくなるという問題が浮かび上がった。しかし、専修学校などのさらなる教育機会を選択し、特性に即した課題の検討を先送りをするようになった事例も多かった。

検討した事例において、初職入職に失敗した後で、もしくは初職入職には成功したものの継続困難となって離職した後で、再度の「一般扱い」で求職活動をする際の相談先として、卒業した学校が選択されていない点に注意が必要である。学校紹介で入職した事例でも、学校に対して離職の報告をしていない。学校が追指導を実施していなかったことに加え、「いじめ」をはじめとして、本人や家族が学校における経験を肯定的に評価していなかったことと関連があるといえるかもしれない。しかし、学校が彼らを「職リハサービスを選択していない若者」と位置づけていなかったこととも関連があるといえないだろうか。

その中で、在籍校に職業準備の課程が用意されていなかったことから、移行に際して学校紹介の仕組みを利用せず、卒業後に自己開拓した就業体験の場を職業準備と位置づけた事例もあった。

いずれにしても、多くの事例において、生徒や家族の側には自らの障害を受けとめない（受けとめたくない）という意志や思いがあり、学校側には生徒の特性を的確に理解した指導体制がなかったという点が共通していた。

（３）障害を受けとめること

教育場面で通常教育諸学校が選択された場合に問題となるのは、知的発達の遅れが顕著になる場合である。あるいは、職業選択に際して知的障害という問題に直面する場合である。しかし、親は、こうした場合でも、遅れが軽度であることを強調することが多い。このような事例では親の障害観の修正が求められる。なぜなら、こうした障害観が職業リハビリテーションの支援の利用を困難にしている場合があることが示唆されたからである。

また、こうした親に教育された子どもは、親の考え方をそのまま受けとめることが多い。「普通になりたい」「障害者ではない」など、健常者としての自己イメージを確立すると、変更には混乱を伴うことが避けられない。加えて、知的障害とは、判断や推論、合理的な理解には困難を伴う障害である。つまり、さまざまな現実が示されたとしても、健常者としての自己が崩壊することは認め難く、障害のある者としての自己を受けとめることは、さらに困難である。学校を出たものの、社会に出るには準備不足であることから、さらに専修学校に進み、その学校における課題も親子でなんとかクリアするという経過があると、問題への直面を先送りすることになる場合が多い。しかし、仕事には保護者同伴で行くわけにもいかない。

現実に、問題に直面し、障害のある子が職業に就いて自立するために、親が方針転換を模索し、意識的に子に働きかけを始めた事例もあった。このような事例では、親のすすめで地域障害者職業センターには行ったが、子は「とりあえずすすめに従った」だけであった。親の障害観は修正されても、子の意思は堅固であることが示唆された。このような子の「できないことと向かい合えない」構えは、支援の利用を困難にしていた。

（４）問題に直面することを妨げる背景

学校から職業への移行に際し、一般扱いにこだわった事例では、「障害ではない」という本人の思いが求職活動における方針の転換を困難にしていた。さらに困難を助長した要因として、重度の障害者に対して「自分とは違う」という障害者観を構築していた点に注意が必要である。

こうした本人の思いにより、さらなる就学機会を求めた事例では、「問題の先送り」や「モラトリアム」が進学動機になっていないかどうかの検討が必要であることが示唆された。こうした事例では、さらなる就学機会を求め、あるいは資格取得を求め、あるいは資格を取得したとしても、そのことが求職活動に寄与しなかった。進学を決めたとしても、結果的に「一般扱い」での入職機会を失うことになる場合では、そのことで障害を受けとめなければならないという事態は、他の事例とかわりがない。したがって、それを先送りすることは、問題に立ち向かうことの困難をさらに大きくすることになる。

いずれにしても、学校時代に特性を適正に評価できなかったことで、言い換えると、彼らを「職リハサービスを選択する可能性のある若者」として支援する指導体制がなかったことで、彼らが自らの障害

を受容することができなかったのではないかと検討が必要である。

（５）障害を受け容れる場面

本人が適正に自分の特性を理解できるのかについては、知的障害があれば、もともと困難があるといわざるを得ない。したがって、本人が自分の特性を障害によるものであると受けとめきれない場合でも、本人に求められることには限りがある。障害受容に際して問われるのは、親と教育関係者が本人にどのように対応したか、ということになる。問題となるのは、通常教育諸学校を選択させた結果、障害受容がとりわけ困難になったのかどうかであろう。そうであるとすれば、選択そのものを見直さなければならぬことになる。

とりあげた事例は、一様に障害受容に困難が大きかったことを示していた。しかし、困難であっても職業リハビリテーション・サービスの利用を通して移行を達成した事例をみると、体験を通して学習することの重要性にあらためて気づかされる。例えば、地域障害者職業センターの職業準備訓練に参加した複数の事例では、訓練生との交流を通して障害に対する構えを捨て、自分自身と向きあうことが可能になった。体験場面を通して遂行可能な作業を見だし、作業における達成感を持つことは重要な課題であるが、加えて、「働く生活」を体験的に理解することが課題となる。したがって、こうした事例にとっては、障害受容に関する課題に向きあうために、特性評価と結びついた就業体験が必要であったといえる。したがって、こうした意図で位置づけられた就業体験が学校時代に用意された事例では、特性の見直しが図られていた。

（６）職業リハビリテーション・サービスの支援を誰が提案したか

学校からの指導として、職業リハビリテーションの情報提供は１例だけであった。学校側に生徒の特性を的確に理解した指導体制がある場合には、職業リハビリテーション・サービスに関する情報提供が行われた点で、学校においても職業リハビリテーションへの架け橋となる役割を担えるのではないかと、という可能性を拓くものとなった。本来は、学校が生徒の特性を理解し、職業リハビリテーションの情報提供をすることが必要になる場面が在学中になかったのかという疑問を抱くべき局面であるが、「一般扱い」で採用が決まった事例では、あるいは高校を中退していれば、もしくは、さらなる進学を希望していれば、こうした情報提供には困難があったのかもしれない。したがって、卒業後に離転職をした事例に対しては、こうした役割を担う機関が必要になるといえる。

一方、精神症状や不適応行動を呈したことから利用した相談機関が職業リハビリテーションの情報提供をした事例は、こうした相談活動においても、同様の役割を担えるのではないかと、という可能性を拓くものとなった。

また、親自身がわが子の自立を強く希望する場合には、親が職業リハビリテーション機関の利用を提

案しているという点にも注目したい。しかしまた、親自身が職業リハビリテーション・サービスの利用を受け容れて方針転換を提案したとしても、子は親のように受け容れがたいという問題も示された。

加えて、フリースクールや作業所の実習場面において生徒の特性を的確に理解した指導体制がある場合に、職業リハビリテーション・サービスに関する情報提供が行われた点で、こうした機関もまた、職業リハビリテーションへの架け橋となる役割を担える可能性が示唆された。

（７）求職活動の顛末

求職活動の結果では、知的障害者としての自己イメージを受け容れた事例では、採用に結びついたのに対し、これを受け容れがたい事例では、採用に結びついても継続が困難となった、あるいは、職業リハビリテーションの利用を考え直す結果となった。また、こうした課題以前の状況にある事例では、在宅となった。

職業リハビリテーションの提案自体が困難であった事例の中では、知的障害者としての自己イメージを受け容れ難い事例が一般扱いに執着する一方で、親の主導で養護学校の選択が行われた事例においては、卒業後の進路選択において職業リハビリテーションの利用可能性が拓かれた。

３．学校から職業への移行支援に求められること

知的障害もしくは精神障害を受け容れられなくなっただけでなくなった若者が「学校から職業への移行」に際して必要とする支援は、まさに彼らの教育歴の作り方と密接に関連している。通常教育諸学校に在籍する障害者が多くなった現代社会では、「障害者」という自覚を本人にもその親にも形成させ難い問題を含んでいるからである。

職業リハビリテーションを利用して就労準備をする場合、障害に対する理解を適正化すること、特性に配慮した求人に応募すること、が求められる。そこではまた、障害受容に関連して「できないことをできないと受けとめる」ことや「働いて生計を立てる生活スタイルを習得する」「分業化の進んだ雇用社会の中で自らの役割を見いだす」「労働習慣を身につける」など、職業的社会化の課題を達成することが求められる。これは養護学校卒業生にも同様の課題である。ここで特に問題となるのは、通常教育諸学校において「障害特性に応じた教育計画が成立していたかどうか」である。通常教育に在籍したことにより、こうした準備が十分でないままに卒業していくことによる問題は大きい。

移行をめぐる環境変化の中、障害のある生徒が選択する教育機関並びに移行経路が多様化している。このような状況にもかかわらず、教育的支援を体系的に行うためには、個別事例に即して円滑な移行を実現するための一連の課題を明確にしなければならないことになる。こうしたことから、学校から職業への移行支援をめぐる検討を加える際には、関係者並びに関係機関の連携のあり方についても、課題の検討が必要となっている。養護学校等に在籍すれば、就労を進路目標においた進路指導が用意されるこ

とになる。しかし、通常教育に在籍した発達障害のある若者の場合には、進学もしくは一般扱いの就職を進路目標におく進路指導はあっても、現状では職業リハビリテーション・サービスの利用を職業選択の選択肢として提案する情報提供はほとんど行われていない。高等学校における特別支援教育においては、以下の就労支援の課題を共有することが急務である。

- ① 軽度発達障害のある若者の多くは通常教育に在籍しており、在学中に障害特性を踏まえた的確な就業支援を得られない場合、ニートに分類される対象者群になる可能性を含んでいる。彼らを「職リハサービスを選択する可能性のある若者」ととらえて障害特性を理解する進路指導が必要である。
- ② 軽度発達障害のある若者にとって、彼らを支援するさまざまな機関から離れる時期や期間を規定する要因として、学校進路指導と職業リハビリテーションとの連携の有無があげられる。その際のモデルは、養護学校における進路指導に求められる。
- ③ 職業リハビリテーションの利用を選択するうえで、また選択後においても、障害受容や職業的社会化の未達成課題は重点的な指導・援助の課題となる。このための職業評価が必須である。
- ④ 在学中であれ学校卒業後であれ、「職リハサービスを選択していない若者」が職業リハビリテーションの利用者になるために、職業リハビリテーションを選択肢として提案する役割を担う仕組みが必要となる。こうした仕組みは、以下のような条件を整備することが必要である。

- 1) 一般扱いの求職活動に問題を抱える若者たちが、通常、利用するシステムであること
(障害者を専門的に対象としたシステムは、この場合適切ではない)
- 2) 客観的な職業適性評価ができるシステムであること
(自己評価のみの評価システムは、状況理解を混乱させるだけである)
- 3) 体験的に評価をフィードバックできるシステムであること
(模擬的活動場面で観察評価することが必要である)
- 4) 必要に応じ、長期にわたる相談活動が継続できるシステムであること
(この場合の目標は、自己理解の深化と職業生活設計の見直しにある。ただし、否定的な経験の積み重ねにより、臨床的なカウンセリングが必要になる場合がある)
- 5) 1)～4)により、適宜、職業リハビリテーションとの連携ができるシステムであること